

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の2第1項	新高額障害福祉サービス等給付費の支給決定	障がい福祉課

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の規定（平成28年法律第65号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の四第三項から第五項及び第四十三条の五第六項の規定（平成30年政令第54号）、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」、「障がい福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」に定める基準を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。